

第 4 章 弾道ミサイルの不拡散

第 1 節 総論

第二次大戦中にドイツが開発した V1、V2 ロケットは、その後の戦争の形態を大きく変える革命的な発明であった。従来、空からの攻撃は有人飛行機によるしかなかったものが、ミサイルの発明により、安全な距離から強力な破壊力を有する爆弾（＝ミサイル弾頭）を撃ち込み、多大な損害を与えることが可能となったのである。そしてミサイル技術の進化により、小型の通常爆弾のみならず、大型の核兵器をも搭載可能となった。広島、長崎への原爆投下には B29 が使われたが、今日、核兵器を実際に使用するための手段として最も効果的なのは、弾道ミサイルである。弾道ミサイルは、一旦発射されると極めて短時間で目的地に到達し、また爆撃機などに比べれば弾道ミサイルの弾頭ははるかに小さいため、通常のレーダーで追尾することも困難である。現時点では有効な防御手段がないため、多少精度が悪くても、核兵器や生物・化学兵器が積まれていれば大変な惨事をもたらすものとなる。

核兵器や生物・化学兵器は、製造や保有が国際約束によって厳しく禁止または制限されるに至っているが、それら国際約束も完全ではなく、未締結の国や不遵守国の存在は、国際社会の平和と安定に対する脅威となっている。従って、核兵器など大量破壊兵器の有力な運搬手段であるミサイルについても何らかの制限を課すことは、いわば補完的な取組として重要と言えよう。しかしながら、現在、ミサイルについては、その製造や保有を制限するような国際約束は存在していない。

先進 7 ヶ国（G7）は、こうしたミサイルの拡散を防ぐため、1987 年に「ミサイル技術管理レジーム（MTCR）」を創設し、厳格な輸出管理を通じてミサイル技術の流出を防ぐことに取り組んできた。今のところ、ミサイル技術管理レジームはミサイル拡散問題に取り組む唯一の多数国間の枠組みであり、現在も重要な役割を果たしている（2002 年 3 月現在 33 か国が参加）。

しかし、ミサイル技術を自ら開発したり、また他のミサイル保有国が



「弾道ミサイル防衛（BMD）に関する研究について」（防衛庁ホームページより抜粋）

らの協力を得る国もあり、先進諸国が技術流出を防ぐだけではミサイル技術の拡散を完全に食い止めることはできなくなっている。1998年に北朝鮮が弾道ミサイル（テポドン）発射を行い、また、イラン及びパキスタンが相次いで発射実験を実施した。それ以降もインドやパキスタンが発射実験を繰り返すなど、今や相当数の国が弾道ミサイルの技術を保有するようになってきている。特に、北朝鮮が持つノドン・ミサイルは北東アジアの平和と安定に関わる重要な問題である。

こうした状況を憂慮した国々は、国際社会のより多くの国々が参加する、「国際行動規範」を策定しようと努力している。そこでは、特に弾道ミサイルの拡散が世界平和の脅威となっているという共通認識を確認し、弾道ミサイル開発を自制したり、宇宙ロケット開発をする場合にはこれを弾道ミサイル開発に転用しないことを確保するといったルール作りが目指されている。

また、2001年夏には、国連において「国連ミサイル専門家パネル」が開催され、現在の国際社会におけるミサイルを巡る諸問題を議論し、計

3 回の会合を経て 2002 年の第 57 回国連総会に報告書を提出することとなっている。

弾道ミサイル拡散問題は、わが国の安全保障上も重要な問題であり、ミサイル防衛等の防衛手段と並んで、二国間、地域レベルでの外交的働きかけ、さらには多国間でのルール作りにも、わが国として積極的に取り組んでいく必要がある。

第 2 節 国際社会の取り組み

1. 輸出管理における協調：ミサイル技術管理レジーム（MTCR：Missile Technology Control Regime）

ミサイル技術管理レジームは、大量破壊兵器の運搬手段となるミサイル及びその開発に寄与しうる関連汎用品・技術の輸出を規制することをその目的とする、国際的な輸出管理の枠組みである。核兵器の運搬手段となるミサイル及び関連汎用品・技術を対象に、G7 が中心となって 87 年 4 月に発足し、その後 92 年 7 月に核兵器のみならず、生物・化学兵器を含む大量破壊兵器を運搬可能なミサイル及び関連汎用品・技術が規制対象とされることになった。2002 年 2 月現在、参加国は、わが国の他、EU 諸国、米国、カナダ、オーストラリア、韓国、アルゼンチン、ブラジル、南アフリカ等 33 か国にのぼる。

ミサイル技術管理レジームは、法的拘束力を有する国際約束に基づく国際的な体制ではない。同レジームの下で、参加国は、ミサイル（宇宙ロケットも含む）及び関連汎用品・技術（例えば航法装置やソフトウェアなど）を輸出管理の規制対象とすべき品目としてリスト化し、国内法令（わが国においては、「外国為替及び外国貿易法」及びこれに基づく「輸出貿易管理令」、「外国為替管理令」等）に基づき、それらリスト上の品目につき輸出管理を実施している。

ミサイル技術管理レジームでは、議長国（2001 年～2002 年はカナダ）が一年ごとに交代し、その議長国において行われる年一回の総会に加え、規制品目のリストを見直す会合（年 2 回程度）などが開催される。同レジームには独立した事務局は存在せず、フランスが自発的に連絡事務局

(POC: Point of Contact) を務めており、フランスが議長を務める連絡事務局会合が毎月パリで開催されている。

2. グローバルなルールづくりの試み

ミサイル技術管理レジームは、国際的な軍縮・不拡散の取り組みに十分コミットしないような国家が弾道ミサイルなどの高度なミサイル能力を獲得するのを防ぐ或いは遅らせる上で、これまで一定の成果を上げてきており、同レジームを通じたミサイル及び関連汎用品・技術の輸出管理における協力は依然として重要である。しかし、上述のとおり、世界的にミサイルは拡散傾向にあり、また懸念国の自主的な開発も進んでいるなど、先進諸国が技術流出を防ぐだけではミサイル技術の拡散を完全に食い止めることはできなくなっていることも事実である。このような状況を受け、ミサイル技術管理レジームでは、グローバルな枠組みを作る必要があるとの機運が高まった。こうして 2000 年にヘルシンキで開催された同レジーム総会において、ミサイルについてのグローバルな規範である「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうための国際行動規範 (ICOC: International Code of Conduct against Ballistic Missile Proliferation)」(以下「国際行動規範」)の草案が合意され、この草案について同レジーム非参加国からの意見を聴取するために、議長国、各参加国が世界各国への働きかけを開始した。国際行動規範は、法的拘束力をもつ国際約束ではなく、政治的拘束力をもつコミットメントと位置づけられている。このため、国際行動規範の署名国による弾道ミサイルの開発・保有が法的に制限・禁止されることにはならないが、その署名国は、これらを自制し、またいかなる弾道ミサイル計画についても支援を行わないという政治的意図を有することを公に示すこととなる。その主な内容は、弾道ミサイル拡散防止の原則、弾道ミサイルの実験・開発・配備の抑制、宇宙ロケット計画を用いて弾道ミサイル計画を隠蔽してはならないとの原則、信頼醸成措置、弾道ミサイル計画放棄国への協力の可能性などである。

翌年(2001年)9月にオタワで開催された総会では、それまで聴取し

た各国からの意見を考慮し、国際行動規範草案の一部を修正することが合意された。同総会をもってミサイル技術管理レジームとしての国際行動規範策定への関与は終了し、その後は、平等の原則の下、すべての国を対象とする交渉において、草案の内容と、国際行動規範の署名のための国際会議開催までの道筋について検討することとなった。2002年2月には、フランス政府主催によりパリにて、国際行動規範の普遍化のための第1回国際会議が、80数か国の参加を得て開催された。

国際行動規範は多国間の枠組みとして有力な試みであるが、ほかにも同じく多国間の取組として、国連ではミサイル専門家パネルがミサイルのあらゆる側面について検討し、2003年の国連総会までに国連事務総長に報告をすることとなっているほか、ロシアが提唱する、事前発射通報制度等を含むグローバル・コントロール・システムがある。

第3節 わが国の取り組み

弾道ミサイル拡散問題は、わが国の安全保障上も重要な問題である。弾道ミサイル拡散問題への対処は、ミサイル防衛等の防衛手段に加え、懸念国への働きかけや輸出管理、さらに多国間の枠組み作りなど様々な方策がある。わが国は従来よりミサイル技術管理レジームの枠組みにおける国際協調を重視し、国際行動規範を巡る議論にも積極的に参加してきている。また、懸念すべきミサイル活動を行っている国に対しては、様々な機会を通じてわが国としての懸念を伝えてきている。国際的な弾道ミサイル不拡散体制強化を目指すに当たっては、わが国としては特にアジア諸国との間で弾道ミサイル拡散問題についての共通認識を醸成し、より主体的な取り組みを促すべく、2001年3月及び2002年3月に、アジア諸国との間で非公式な意見交換やセミナーを東京で開催した。

ミサイル技術管理レジーム・国連など、様々な場でミサイル問題への取り組みが行われつつある中、わが国としては弾道ミサイルの拡散が現実の問題となっているアジア地域の安全保障環境等を念頭に入れつつ、ミサイル防衛等の防衛手段と並んでグローバル及び地域の取り組みを強化していくことが必要である。わが国は、今後とも、上述のような努力

を通じて弾道ミサイルの問題について、積極的な役割を果たしていく考えである。